

受益者負担金の減免

減免事由	減免率	
国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地	(1) 学校用地及び幼稚園用地	75%
	(2) 社会福祉施設用地	75%
	(3) 警察法務施設用地	75%
	(4) 一般庁舎用地並びに図書館・公民館・体育施設及びこれに準ずる用地	50%
	(5) 病院及び診療施設用地	25%
	(6) 公務員宿舍用地	25%
	(7) 公営住宅の敷地	25%
国又は地方公共団体が企業の用に供している土地	25%	
国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地	100%	
生活保護法（昭和25年法律第144号）により生活扶助を受けている受益者 その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者	100%	
事業のための土地、物件、労力又は金銭を提供した受益者	町長が認定する率	
宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する団体が所有する境内地（本来の目的に供しない土地を除く。）その他これに準ずる土地	100%	
墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）による墓地、納骨堂の敷地（本来の目的に供しない土地を除く。）	100%	
社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する事業で、同法第22条の社会福祉法人が経営する施設に係る土地	75%	
学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校のうち私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人が設置するもので教育の目的に直接供している土地（管理者、職員等の住居に使用する建物の用地を除く。）	75%	
自治会等の所有又は使用する地域集会所等の敷地	100%	
公共性があると認められる私道	100%	
消防団が所有又は使用する消防用施設用地・備品等を格納する土地	100%	
宅地化が不可能と認められる崖地・低地等	100%	
その他町長が減免する必要があると認めるとき	町長が定める率	

受益者負担金の徴収猶予

猶予事由	猶予期間
1 住宅地の面積が、700㎡以上所有する者について700㎡を越える面積（事業用地は除く） ただし実質的に連続していると見なされるものについては、1住宅地とする。	町長が認定する期間
農地等（田、畑、山林、原野等の現況にある土地をいう。）に係る土地	宅地化するまでの期間
災害、盗難等により自己の所有に係る資産等の全部または一部について損害があったもの	町長が認定する期間
係争地（証拠書類のあるもの）	係争が解決するまでの期間
町が借用している土地で、公共又は公用に供しているもの	町が借用している期間
その他特別な事情があり、徴収猶予の必要のあるもの	町長が認定する期間